平成22年度

御殿場市水質検査計画書

御殿場市水道事業

はじめに

この水道水質検査計画は、お客様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、御殿場市が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等について定めたものです。

御殿場市では、従来から水質基準に適合する水道水を供給するための水質検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表してきましたが、平成 1 5 年に水道法施行規則が改正(平成 16 年 4 月 1 日施行)され、平成 17 年度から水質検査計画の策定が義務づけられました。

ここに、平成22年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。また、 計画に基づいて実施した水質検査結果も公表し、お客様の意見等を踏まえて毎 年度計画の見直しを図っていきます。

平成22年度 水道水質検査計画目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水質管理において留意すべき事項	4
4. 検査項目及び頻度	5
5. 検査地点	9
6. 水質検査の方法	10
7. 臨時の水質検査	10
8. 検査結果の評価	10
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	11
10. 関係者 との連携	11
資料 l~4 12~	~20

1. 基本方針

水道水が水質基準等に適合し、安全であることを確認するため、以下の方針に基づいて水質検査を行います。

(1) 水質検査地点

①浄水: 24か所の配水場ごとに、水質基準が適用される水道水の給水栓とします。(各配水場の末端の蛇口24か所の水道水)

②原水: 予備水源を除いた43か所の水源井戸からの取水とします。

(2) 水質検査項目

①浄水: 水道法で義務づけられている水質基準項目、及び検査計画に含める ことが望ましいとされる水質管理目標設定項目について検査します。

②原水: 浄水と同様に水質基準項目、及び水質管理目標設定項目について検査します。

(3) 検査頻度

①浄水: 水道法で義務づけられている毎日検査項目、毎月検査項目及び3か 月毎の検査項目は法令の定めに従って検査を行います。

> なお、3か月毎の検査項目のうち、過去の検査結果が低く検査頻度 を3年に1回以上に緩和できる項目については、最低1年に1回の検 査を行います。

②原水: 水道法で義務づけられている1年に1回の検査を行います。

2水道事業の概要

水道原水として富士山及び箱根山を源とする地下水を利用している本市は、水質的にも水量的にも安定した安全で良質な水道水を供給しています。

御殿場市の水道事業は、印野地区を除く上水道及び印野の印野簡易水道に区分け されており、両水道事業の給水計画は次表のとおりとなっています。

区	区 分		計画給水人口	計画1日最大給水量
上	水	道	86,000人	45,000 m³/日
印野	簡易	水道	3,000人	2,400 m³/日

また、水源は両水道とも全て地下水を利用しており、井戸から汲み上げた地下水は、配水池のタンク内での消毒・滅菌後、各家庭へ配水しています。

主な施設は、次表のとおりです。

上水道

	配水場名	容量 (m³)	水源名称	深度 (m)	取水能力 (㎡/日)
1	高根第2配水場	300	1 高根第2水源	150	720
1		300	2:水土野水源	200	1,728
2	- 高根第1配水場	2,200	3: 高根第1-1水源	25	604
		2, 200	3	51.6	1, 920
3	高根第3配水場	1,000	5 高根第3水源	150	2,470
4		300	6 上の山水源	110	3,600
5		1,000	7: 仁杉第1水源	130	2,016
	東山配水場	1,500	8 東山第2水源	150	
	7141 11124 22	1,000	9 東山第6水源	170	1, 324
7	二の岡配水場	2,000	10 二の岡第 1 水源	200	3, 450
		ĺ	11 二の岡第2水源	250	1,900
8	滝ケ原配水場	700	12 自衛隊第1水源	180	964
			13 自衛隊第2水源	190	1, 353
			14 滝ケ原水源	170	1, 195
			15 鍋有沢水源	150	1,440
9	上合配水場	900	16 上合水源(越戸橋)	120	1,728
			17 北上合水源	84	2,001
10	大子山配水場	300	18 大子山第 1 水源	161	864
		! !	19 大子山第2水源	202	2, 304
11	川柳配水場	1,545	20 川柳水源	171	3,024

	配 水 場 名	容量			深度	取水能力
	11. 小 场 石	(m³)		小你石你	(m)	(m³/日)
12	茱萸沢第1配水場	3,300	21	茱萸沢第1水源	100	4,032
				茱萸沢第2水源(予備)	110	2, 304
			22	茱萸沢第5-1水源	70.8	3, 024
13		2,300	23	茱萸沢第3水源	220	3,024
	茱萸沢第3配水場	4,000	24	茱萸沢第4水源	130	3,800
			25	茱萸沢第5-2水源	100	2,448
			26	茱萸沢第7水源	130	2, 160
			27	茱萸沢第8水源	200	1,900
14	永塚配水場	500	28	永塚第1水源	100	1,512
			29	永塚第2水源	133	1,008
15	馬見塚配水場	995	30	北畑水源	80	1,800
16	夏刈配水場	1,000	31	夏刈水源	150	2, 448
21	杉名沢配水場	1,600	36	杉名沢第1水源	80	1, 152
			37	杉名沢第2水源	130	2, 304
			38	杉名沢第3水源	180	1,584
22	沼田配水場	1,350	39	沼田水源	184	1,728
			40	富士岡第1-2水源	50	2,001
23	富士岡第2配水場	400	41	富士岡第2水源	133	1,440
24	神山配水場	1,000	42	神山第 1 水源	68	1,008
			43	神山第2水源	302	2, 304

印野簡易水道

17 高区配水場	205				
18 小木原第1配水場	800	32	小木原第1水源	136	432
		33	小木原第2水源	170	820
		34	小木原第3水源	180	1,584
19 御胎内配水場	200	35	小屋入水源	140	460
20 本村配水場	210				_

3.水質管理において留意すべき事項

お客様に供給する水道水は、金属やトリハロメタンなど、すべての項目で水質基準に適合しています。

過去には水源で地下水汚染が判明した井戸があることから、水質管理上注意すべき施設での内容を下表に示します。

原水(深井戸)	永塚 1 号水源
浄水(当該配水場)	永塚配水場
留意すべき事項	過去に有機塩素系溶剤による汚染があり、一時使用を 休止しましたが、平成 11 年以降は水質基準値以下に改 善されている。しかし、今後も注意を払っていく必要 がある。
対象項目	テトラクロロエチレン
対処方法	当該項目に係る原水及び浄水の水質検査を増やし、常 に監視する。

4. 検査項目及び頻度

水質検査項目及び検査頻度は、水道法はもとより市内で有害物質を使用又は排出する 事業所及び農地やゴルフ場で使用される農薬等を加味して設定しました。

(1)法定水質検査

水質基準が適用される蛇口及び水源での水質検査項目、水質検査頻度 法定 検査)は、以下のとおり実施します。

- ①浄水(配水場末端の蛇口24か所(検査地点図の●及び◇印))
 - ア 蛇口における毎日検査の3項目、月1回検査の9項目、3か月に1回検 査の15項目及び新規水質基準設定項目の1項目は、法令に基づく検査頻 度で水質検査を実施します。
 - イ 過去の水質検査から判断して、3か月に1回検査から1年に1回検査又は3年に1回検査に省略できる26項目については、年1回の水質検査を 実施し、最低年1回の水質確認を行います。(資料1 浄水の検査頻度の 検討資料参照)
- ②原水(水源井戸44か所(5. 検査地点図の★印)から予備水源井戸を除いた 43か所)

ア 法令に基づく40項目は、年1回の検査頻度で水質検査を実施します。

			水質検査を行う場所及び検査頻度						
区 分	号		水場末端の蛇	口(24か所の浄	水)	原 水 (43か所 の井戸水)			
			毎日	月1回	3月に1回	年1回	年1回		
毎日検査 (法定検査)		色、濁り及び残留塩素濃度	•						
微生物	1	一般細菌		•			•		
网工内	2	大腸菌		•			•		
	3	カドミウム及びその化合物			•		•		
4 水銀及びその化合物		•	•						
金属類	5	セレン及びその化合物				•	•		
並周規	6	鉛及びその化合物				•	•		
	7	ヒ素及びその化合物				•	•		
	8	六価クロム化合物				•	•		
無機物質 消毒副生 成物	9	シアン化物イオン及び塩化シアン			•		•		
	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			•		•		
無機物	11	フッ素及びその化合物				•	•		
	12	ホウ素 及びその化合物				•	•		
	13	四塩化炭素				•	•		
	14	1、4 ジオキサン			•		•		
	15	シス-1,2·ジクロロエチレン及びトランス1. 2 ジクロロエチレン				•	•		
有機物	16	ジクロロメタン				•	•		
	17	テトラクロロエチレン				●(注 1)	•		
	18	トリクロロエチレン				•	•		
	19	ベンゼン				•	•		

		н			水質核	食査を行う場所及	なび検査頻度	原水(43か所の
区 分		番号	検査項目	配水場末端の蛇口 (24か所の浄水)				
				毎日	月1回	3月に1回	年1回	年1回
健康に関する項		20	塩素酸			•		
		21	クロロ酢酸			•		
		22	クロロホルム			•		
		23	ジクロロ酢酸			•		
	消毒剤	24	ジブロモクロロメタン			•		
目	及び消 毒副生	25	臭素酸			•		
B	成 物	26	総トリハロメタン			•		
		27	トリクロロ酢酸			•		
		28	ブロモジクロロメタン			•		
		29	ブロモホルム			•		
		30	ホルムアルデヒド			•		
水	無機物質	31	亜鉛及びその化合物				•	•
水道		32	アルミニウム及びその化合物				•	•
水		33	鉄及びその化合物				•	•
が 有		34	銅及びその化合物				•	•
すべ		35	ナトリウム及びその化合物				•	•
き		36	マンガン及びその化合物				•	•
性状		37	塩素イオン		•			•
に		38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				•	•
関す	その他	39	蒸発残留物				•	•
る		40	陰イオン界面活性剤				•	•
項目		41	ジェオスミン(粉末活性炭処理)				•	•
		42	2- メチルイソボルネオール(粉末活性炭処理)				•	•
	有機物	43	非イオン界面活性剤 (新規)			•		•
		44	フェノール類			•		•
		45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		•			•
		46	pH值		•			•
		47	味		•			
	その他	48	臭気		•			•
		49	色度		•			•
		50	濁度		•			•
		50	検査項目数	3	9	1 6	2 6	3 9

(注 l): 永塚配水場の浄水中のテトラクロロエチレンの水質検査は、月1回の頻度で実施する。

(2)独自の水質検査

市が独自の判断で行う水質検査と検査頻度(独自検査)は、水道水質管理上 留意すべきものとして目標値の定められている水質管理目標設定項目について、 以下のとおり実施します。

- ①浄水(各配水場の末端の蛇口24か所(5. 検査地点図の◇印))
 - ア 水質管理目標設定27項目のうちの農薬類及び水質基準項目と重複する 6項目を除いた20項目については、年1回の水質検査を実施し、最低年 1回の水質確認を行います。
 - イ 農薬類及び有害物質等使用工場・事業場の影響については、原水で監視 するものとします。

配水場末端の蛇口(浄水)での水質検査回数 年1回(24か所) 水質検査を省略する理由 アンチモン及びその化合物 ●		するものとします。		
アンチモン及びその化合物	番		配水場末端の	の蛇口(浄水)での水質検査回数
2 ウラン及びその化合物 3 ニッケル及びその化合物 4 亜硝酸態窒素 5 1,2 ジクロロエタン 6 ドフメス・1,2 トリクロロエタン 7 1,1,2 トリクロロエタン 8 ドフメン・2 エチルハギシル) 10 亜塩素酸 12 二酸化塩素 13 ジクロロアセトにトリル 14 抱水クロラール 農薬類 16 残留塩素 17 カルシウム、マグネシウム等(便度) 18 マンガン及びその化合物 19 遊離炭酸 20 1,1,1 トリクロロエタン 21 メチル・レ・ブチルエーテル 22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度 (FON) 24 蒸発残留物 26 PH値 27 腐食性 (シケ'リア指数) 28 従属栄養細菌 29 1,1-ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	号		年1回(24か所)	水質検査を省略する理由
3 ニッケル及びその化合物 4 亜硝酸態窒素 5 1,2・ジクロロエタン 6 トランス-1,2・シ クロロエタン 7 1,1,2・トリクロロエタン 9 7月ル酸ン・2・エナルヘキシル) 10 亜塩素酸 12 二酸化塩素 13 ジクロロアセトニ・トリル 14 抱水クロラール 15 農薬類 16 残留塩素 17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 18 マンガン及びその化合物 連離炭酸 20 1,1,1・トリクロエタン 21 メチル・t・ブチルエーテル 22 有機物過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度(TON) 24 蒸発残留物 25 濁度 26 pH値 27 腐食性(ソケリア指数) 28 従属栄養細菌 29 1,1ージクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 単純酸態 20 1,1・コ・ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 1	1	アンチモン及びその化合物	•	
4 亜硝酸態窒素 5 1,2 ジクロロエタン 6 トランス-1,2-ゾクロロエタン 7 1,1,2- トリクロロエタン 9 75ル酸ン をエチルヘキシル) 10 亜塩素酸 12 二酸化塩素 13 ジクロロアセトニトリル 14 抱水クロラール 15 農薬類 16 残留塩素 17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 18 マンガン及びその化合物 20 1,1,1- トリクロロエタン 21 メチル・t・ブチルエーテル 22 有機物過マンガン酸カリウム消費量 23 臭気強度 (TON) 24 蒸発残留物 25 濁度 26 PH値 27 腐食性 (ッケリア指数) 28 従属栄養細菌 29 1,1-ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 単純皮酸 20 1,1-ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 単純皮酸 20 1,1-ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 単純皮酸 20 1,1-ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 対理・	2	ウラン及びその化合物	•	
5 1,2 ジクロロエタン ● 6 トランス-1,2・ソクロロエタン 平成 21年4月1日から検査項目から削除 7 1,1,2・トリクロロエタン 平成 22年4月1日から検査項目から削除 8 トルエン ● 9 79ル酸ジ・&エチルヘキシル) ● 10 亜塩素酸 ● 12 二酸化塩素 ● 13 ジクロロアセトニトリル ● 14 抱水クロラール ● 15 農薬類 原水で水質検査を行う 16 残留塩素 ● 17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 法定水質検査で実施するため省略 19 遊離炭酸酸 ● 20 1,1,1・トリクロエタン ● 21 メチル・t・ブチルエーテル ● 22 有機物6回マンガン酸カリウム消費量) ● 23 臭気強度 (FON) ● 24 蒸発残留物 法定水質検査で実施するため省略 25 濁度 法定水質検査で実施するため省略 26 pH値 ・ 27 腐食性 もソケリア指数) ● 28 従属栄養細菌 ● 29 1、1 ージクロロエチレン ● 30 アルミニウム及びその化合物 ●	3	ニッケル及びその化合物	•	
6 トランス-1,2-シ/りロロエチン 平成 21年4月1日から検査項目から削除 7 1,1,2・トリクロロエタン 平成 22年4月1日から検査項目から削除 8 トルエン	4	亜硝酸態窒素	•	
7 1,1,2 トリクロロエタン	5	1,2- ジクロロエタン	•	
8 トレエン	6	トランス-1,2-ジクロロエチレン		平成 21 年 4 月 1 日から検査項目から削除
9 7クル酸ジ&エチルヘキシル) □ 亜塩素酸 □ 12 二酸化塩素 □ 3 ジクロロアセトトリル □ 4 抱水クロラール □ 5 農薬類 □ 「 カルシウム、マグネシウム等(便度) □ 8 マンガン及びその化合物 □ 遊離炭酸 □ 20 1,1,1・トリクロロエタン □ 1 メチル・t・ブチルエーテル □ 2 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) □ 23 臭気強度 (FON) □ 3 満発残割物 □ 3 濁度 □ 1 「 高食性 (ンケ゚リア指数) □ 28 従属栄養細菌 □ 29 1,1-ジクロロエチレン □ 30 アルミニウム及びその化合物 □ ●	7	1,1,2- トリクロロエタン		平成22年4月1日から検査項目から削除
10 亜塩素酸	8	トルエン	•	
12 二酸化塩素	9	フタル 酸シ゛ 2-エチルヘキシル)	•	
13 ジクロロアセトニトリル	10	亜塩素酸	•	
13 ジクロロアセトニトリル				
14 抱水クロラール	12	二酸化塩素	•	
15 農薬類	13		•	
16 残留塩素	14		•	
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 法定水質検査で実施するため省略	15			原水で水質検査を行う
18 マンガン及びその化合物 法定水質検査で実施するため省略 19 遊離炭酸 ● 20 1,1,1- トリクロロエタン ● 21 メチル・t- ブチルエーテル ● 22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度 (TON) ● 24 蒸発残留物 法定水質検査で実施するため省略 25 濁度 法定水質検査で実施するため省略 27 腐食性 (シゲリア指数) ● 28 従属栄養細菌 ●	16		•	
18 マンガン及びその化合物 19 遊離炭酸 20 1,1,1- トリクロロエタン 21 メチル・t・ブチルエーテル 22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度 (FON) 24 蒸発残留物 25 濁度 26 pH 値 27 腐食性 (ソケリア指数) 28 従属栄養細菌 29 1, 1ージクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■	17			 - 注完水質検査で実施するため劣略
20 1,1,1-トリクロロエタン 21 メチル-t-ブチルエーテル 22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度 (FON) 24 蒸発残留物 25 濁度 26 pH値 27 腐食性 ∮ンゲリア指数) 28 従属栄養細菌 29 1,1-ジクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■	18	-		はんが異体性で大胆があため自己
21 メチル-t-ブチルエーテル 22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度 (FON) 24 蒸発残留物 25 濁度 26 pH値 27 腐食性 ♥ンゲリア指数) 28 従属栄養細菌 29 1. 1ージクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■	19	. —	•	
22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量) 23 臭気強度 (FON)	20		•	
23 臭気強度 (FON) 24 蒸発残留物 25 濁度 26 pH値 27 腐食性 (*) ゲリア指数) 28 従属栄養細菌 29 1. 1 ージクロロエチレン 30 アルミニウム及びその化合物 ■ 法定水質検査で実施するため省略 法定水質検査で実施するため省略 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	21		•	
24 蒸発残留物 法定水質検査で実施するため省略 25 濁度 法定水質検査で実施するため省略 26 pH値 の (大) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	22			
25 濁度 法定水質検査で実施するため省略 26 pH値 pH値	23		•	
26 pH値 27 腐食性 (**)ゲリア指数)	24			
27 腐食性 (*) ケ * リア指数) ● 28 従属栄養細菌 ● 29 1. 1 ー ジクロロエチレン ● 30 アルミニウム及びその化合物 ●	25	濁度		法定水質検査で実施するため省略
28 従属栄養細菌 ● 29 1. 1-ジクロロエチレン ● 30 アルミニウム及びその化合物 ●	26	*		
29 1. 1-ジクロロエチレン ● 30 アルミニウム及びその化合物 ●	27		•	
30 アルミニウム及びその化合物 ●	28	従属栄養細菌	•	
	29	1. 1-ジクロロエチレン	•	
検査項目数 20	30	アルミニウム及びその化合物	•	
		検査項目数	20	

②原水(水源井戸4か所)

- ア 農薬類及び有害物質等使用工場・事業場の影響については、次の方針に基 づいて検査項目、検査時期及び検査水源を選定し、水質検査を実施します。
 - ・市内での農薬成分ごとの年間使用量が 100kg 以上の農薬を対象とします。
 - ・当該農薬の主な使用時期に合わせて検査時期を設定します。
 - ・水源の上流 1 km以内にゴルフ場のある井戸を対象とします。
 - ・水源の上流部に水田又は芝畑が広がっている井戸のうち、ストレーナー位置(地下水を井戸内に取り込む位置の深さ)が浅いものを対象とします。

(資料3 有害物質等使用工場・事業場の影響検討資料参照)

(資料4 農薬調査検討資料参照)

農薬類の検査計画

⊐च ⊀ ∙				水	: 1	原 :	名
調査時期	種類		農薬名	富士岡 第1-2	杉名沢 第 1	神山第1	東山第6
		•	選定対象理由	農地	農地	農地	ゴルフ場
	殺菌剤	33	ペンシクロン				•
		17	ベンタゾン	•	•	•	
		36	アシュラム				ゴルフ場
		45	メコプロップ(MCPP)	•	•	•	•
5月		52	メフェナセット	•	•	•	
3月	除草剤	53	プレチラクロール	•	•	•	
		59	ブロモブチド	ブチド ● ●	•		
		77	シメトリン	•	•	•	ゴルフ場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		83	エスプロカルブ	•	•	•	
		84	ダイムロン	•	•	•	
			小 計	8	8	8	3
	殺菌剤	51	フサライド	•	•	•	
	似图用	82	プロベナゾール	•	•	•	
	殺虫剤	6	ダイアジノン	•	•	•	
8月	权公用	7	フェニトロチオン(MEP)	•	•	•	
		2	シマジン	•	•	•	
	除草剤	65	ジクロベニル(DBN)	•	•	•	
		72	グリホサート	•	•	•	
			小 計	7	7	7	
			合 計	15	15	15	3



6. 水質検査の方法

蛇口における毎日検査の3項目(色、濁り、残留塩素濃度)を除く浄水及び原水の水質検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた「登録水質検査機関」に委託し、国の定めた検査方法に基づいて実施します。

- (1) 委託先の選定にあたっては、検査精度と信頼性の観点から、検査データ内 部精度管理及び信頼性保証体制等について確認します。
- (2) 水質基準項目は、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。
- (3) 臨時の水質検査においては、少なくとも平日3日で検査結果が出せる検査 体制が整備されている検査機関とします。

蛇口における毎日検査の3項目(色、濁り、残留塩素濃度)については、各配 水場から供給する水道管の流末付近に位置する家庭に委託して実施します。

7 臨時の水質検査

水源又は配水場からの供給水等に次のような水質変化があり、蛇口において水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに給水を停止するとともに、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 色及び濁りが生じるなど、水質が著しく変化したとき
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- (3) その他、特に必要と認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息するなど、蛇口の水の安全性が確認できるまで行います。

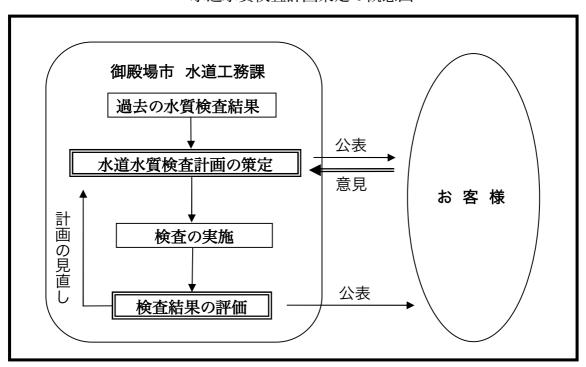
8. 検査結果の評価

浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に 関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

また、水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して毎年度見直しを行い、計画外の項目については、必要に応じて臨時の水質検査として取り入れていきます。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づいて水質検査を行い、その結果は一覧表として御 殿場市ホームページ及び水道事業年報に掲載するとともに、水道庁舎及び市役所 各支所で閲覧できるようにします。また、水質検査計画は、水質検査結果やお客 様のご意見を検討・反映させながら毎年度作成します。



水道水質検査計画策定の概念図

10. 関係者との連携

水道水質の管理を万全なものにするために、お客様、国・県及び隣接市町との 連携が必要であり、以下の取り組みに努めます。

- (1) お客様(ご利用者)との連携 お客様から寄せられる水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう 努めます。
- (2) 国・県及び隣接市町との連携 地下水汚染等の水質汚染が発生した場合は、お客様はもとより、水道事業 を所管する県の関係部署へ通報し必要な助言を受けるとともに、汚染の影響 を受ける恐れのある隣接市町へ情報を提供します。
- (3) 水質検査委託機関との連携 水質汚染には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携 に努めます。

資料1

浄水の検査頻度の検討資料

項目番号	定期検査項目	基準値 (mg/ L)	水道法の基 本検査頻度	過去(8年間) の全配水池の 水質検査結果 の最大値 (ng/L)	過去の水質 検査等から 判断した 検査頻度	本計画で 実施する 検査頻度	検査頻度の設定理由等
毎1	色	異常でない	1回/日	_	_	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	異常でない	1回/日	_	_	1回/日	省略不可項目
	残留塩素濃度	0.1 以上	1回/日	-	_	1回/日	省略不可項目
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	52 2.10 III	-	1回/月	省略不可項目
		不検出	1回/月	不検出	_	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1回/3月	0.001 満		1回/3月	測定数不足のため省略不可
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1回/3月	0.00005 未	1回/3年	1 回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	1回/3月	0.001 未	1回/3年	1 回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の
	鉛及びその化合物	0.01 以下	1回/3月	0.005 未満	1回/3年	1回/年	ため 1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1回/3月	0.002	1回/3年	1回/年	D
8	六価クロム化合物	0.05 以下	1回/3月	0.005 未	1回/3年	1回/年	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	1回/3月	0.005 未 満	-	1回/3月	省略不可項目
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1回/3月	1.0	-		省略不可項目
11	フッ素及びその化合物	0.8以下	1回/3月	0. 28	1回/3年	1回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の
	ホウ素 及びその化合物	1.0 以下	1回/3月	0.1	1回/3年	1回/年	ため 1年に1回の頻度で水質
	四塩化炭素	0.002 以下	1回/3月	0.0002	1回/3年	1回/年	検査を実施します。
14	1、4 ジオキサン	0.05 以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	測定数不足のため省略不可
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及 びトランスー1.2ージクロ ロエチレン	0.04 以下	1回/3月	0.004 未満	1回/3年	1 回/年	
16	ジクロロメタン	0.02 以下	1回/3月	0.002 未	1回/3年	1 回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の
17	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1回/3月	0.002	1回/3年	1回/年(注1)	ため 1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
18	トリクロロエチレン	0.03 以下	1回/3月	0.003	1回/3年	1 回/年	1天丘と天地しよう。
19	ベンゼン	0.01 以下	1回/3月	0.001 未	1回/3年	1回/年	
20	塩素酸	0.6以下	1回/3月	新規項目	_	1回/3月	新規項目のため省略不可
21	クロロ酢酸	0.02 以下	1回/3月		_	1回/3月	省略不可項目
22	クロロホルム	0.06 以下	1回/3月	0.006 未満	_	1回/3月	省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	0.04 以下	1回/3月	0.004 未	1	1回/3月	省略不可項目
24	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	1回/3月	0.01 未	1	1回/3月	省略不可項目
25	臭素酸	0.01 以下	1回/3月		1回/3月	1回/3月	測定数不足のため省略不可
26	総トリハロメタン	0.1 以下	1回/3月	0. 01	-	1回/3月	省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	0.2 以下	1回/3月	0.03 未満	-	1回/3月	省略不可項目
28	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	1回/3月	0.003 未満	-	1回/3月	省略不可項目
29	ブロモホルム	0.09 以下	1回/3月	0.009 未 満	_	1回/3月	省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	0.08 以下	1回/3月	0.008 未満	-	1回/3月	省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1回/3月	0.04	1回/3年	1 回/年	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1回/3月	0.04	1回/3年	1回/年	3年に1回の検査頻度に省略
	鉄及びその化合物	0.3以下	1回/3月	0.09	1回/3年	1回/年	できますが、安全性確認の ため 1年に1回の頻度で水質
35	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1.0 以下 200 以下	1回/3月	0. 01 20	1回/3年	1回/年	検査を実施します。
36	マンガン及びその化合物	0.05 以下	1回/3月	0. 012	1回/3年	1回/年	
37	塩化物イオン	200 以下	1回/月	13.8	_	1回/月	省略不可項目
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	1回/3月	95. 4	1回/3年	1 回/年	3年に1回の検査頻度に省略
39	蒸発残留物	500 以下	1回/3月	180	1回/3年	1回/年	できますが、安全性確認の ため 1年に1回の頻度で水質
40	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1回/3月	0.02 未	1回/3年	1 回/年	検査を実施します。
	ジェオスミン	0.00001 以下	原因藻類発生時 期に月に1回以上 原因藻類発生時	0.00001 未満	1回/年	1 回/年	藻類の発生が考えられない ので、1年に1回の頻度で
	2- メチルイソボ ルネオール	0.00001 以下	期に月に1回以上	0.00001 流	1回/年	1回/年	水質検査を実施します。
	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1回/3月	0.005 未	1回/3月		測定数不足のため省略不可
44	フェノール類 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.005 以下	1回/3月	0.005 満 2.7	1回/3月	1回/3月	過去の水質検査から省略不可 省略不可項目
46	申城切(王 年城灰系(ICC) の重) pH値	5,8~8,6	1回/月	7.0~8.5	_	1回/月	省略不可項目
47	味	異常でない	1回/月	異常なし	_	1回/月	省略不可項目
48	臭気	異常でない	1回/月	異常なし		1回/月	省略不可項目
49	色度	5度 以下	1 回/月	2度	-	1回/月	省略不可項目
50	濁度	2度 以下	1 回/月	0.8度	—	1回/月	省略不可項目

[※] 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。 (注1) 永塚配水池の浄水中のテトラクロロエチレンの水質検査は、1か月に1回の頻度で実施する。

資料 2 (1/4)

浄水の検査頻度検討の根拠資料

省略対象30項目について、過去8年間 平成13~20年度)の浄水水質検査結果から判断した検査頻度は、下表のゴシック太文字のとおり

- (1) 平成16年度からの新規物質及びフェノール類以外の24項目は全て3年に1回の検査に省略することができるが、安全性確認のために最低1年に1回の検査を実施します。
- (2) フェノール類、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、過去の定量限界値が基準値と同じだったため、フェノール類は3か月に1回、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールは、藻類の発生が考えられないので1年に1回の検査を実施します。
- (3) 測定数不足の3項目については省略せず、3か月に1回の検査を実施します。

項目 番号	検査項目	単位	基準値	全配水池の 最大値	基準値の 1/2以下		「水源周) 断した測		本計画で 実施する
-шД				取八恒	1/ 245	1/3月	1/年	1/3年	検査頻度
1	一般細菌	個/mL	100 以下	52	省略対象外			-	法定頻度
2	大腸菌		検出されないこと	不検出	省略対象外	_	-	_	法定頻度
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 以下		0			0	1回/3月
4				0.00005 未満	Ŏ			Ŏ	1回/年
5		mg/L		0.001 未満	0			0	1回/年
6	鉛及びその化合物	mg/L			0			Ŏ	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	mg/L			Ö			Ŏ	1回/年
8	六価クロム化合物	mg/L			0			Ō	1回/年
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01 以下	0.005 未満	省略対象外			-	法定頻度
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10 以下	1.0	省略対象外	_	-		法定頻度
	フッ素及びその化合物	mg/L		0.28	0			0	1回/年
12	ホウ素 及びその化合物	mg/L		0.1	0			0	1回/年
13	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0			0	1回/年
14	1、4・ジオキサン	mg/L	0.05 以下		×	0			1回/3月
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	0			0	1回/3月
	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0			0	1回/年
17	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.002	0			0	1回/年
18	トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下	0.003				0	1回/年
	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0			0	1回/年
	塩素酸	mg/L			H2l年より		_	_	1回/3月
	クロロ酢酸	mg/L			省略対象外		-		法定頻度
22	クロロホルム	mg/L			省略対象外				法定頻度
	ジクロロ酢酸	mg/L							法定頻度
	ジブロモクロロメタン	mg/L		0.01 未満	省略対象外	_			法定頻度
	臭素酸	mg/L			×	0			1回/3月
	総トリハロメタン	mg/L	0.1 以下	0.01	省略対象外				法定頻度
	トリクロロ酢酸	mg/L	0.2 以下			-	-	-	法定頻度
	ブロモジクロロメタン	mg/L		0.003 未満					法定頻度
	ブロモホルム	mg/L		0.009 未満		_			法定頻度
30	ホルムアルデヒド	mg/L		0.008 未満		_	_	_	法定頻度
	亜鉛及びその化合物	mg/L		0.04	0			Q	1回/年
32		mg/L		0.04	0			Q	1回/年
33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3 以下	0.09	0			<u> </u>	1回/年
	銅及びその化合物	mg/L	1以下	0.01	0			<u>Q</u>	1回/年
	ナトリウム及びその化合物	mg/L		20	0			<u>Q</u>	1回/生
36	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05 以下		O to meta to the first				1回/年
	塩化物イオン	mg/L		13.8	省略対象外				法定頻度
	カルシウム、マクデネシウム等(硬度)	mg/L			0			<u>Q</u>	1回/年
39	蒸発残留物	mg/L		180	0			<u> </u>	19/集
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2 以下		0			\cup	19/年
41				0.00002 未満	×		\sim		1回/年
42	2- メチルイソホール コニス・メチャイソホール			0.00002 未満	X		\cup		恒/车
	非イオン界面活性剤	mg/L		0.005 + >#	X	\sim			19/3月
	フェノール類		0.005 以下			0			1回/3月
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		2.7	省略対象外				法定頻度
	pH値 ct		5.8IX ±8.6IX F	7.0~8.5	省略対象外	_	_		法定頻度
47	臭気		異常でないこと 異常でないこと	異常なし	省略対象外	_			法定頻度
	<u>吴</u> 凤 色度	度	5度以下	異常なし 2	省略対象外	_			法定頻度
		度度			省略対象外				
50	濁度 郷掛け郊へは 水道		2度 以下		省略対象外	_		_	法定頻度

[※] 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。

資料 2 (2/4)

各配水池における過去(平成12~20年度)の浄水水質検査結果の最大値

項目	松 木蛋白	24 /4.	1	2	3	4	5	6	7	8
番号	検査項目	単位	高根第2		高根第3		仁杉	東山	二の岡	滝ヶ原
1	一般細菌	個/mL	7	4	1	2	6			5
2	大腸菌	10-17 XX	不検出	不検出	不検出					不検出
	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001		<0.001
	水銀及びその化合物		< 0.0005							< 0.00005
	セレン及びその化合物	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	<0.001	<0.001	< 0.001		< 0.001
	鉛及びその化合物	mg/L								
$\overline{7}$	ヒ素及びその化合物	mg/L			< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001		< 0.001
	六価クロム化合物	mg/L					0.00-			
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	< 0.005							
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.7	0.5		0.5	0.9	0.6	0.6
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.17	0.19	0.21	0.28	0.21	0.2	0.16
12	ホウ素 及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.1	0.03	0.03	< 0.02	0.04
13	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
14	1、4・ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005			< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004							
	ジクロロメタン	mg/L			< 0.002					
	テトラクロロエチレン	mg/L		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001
	トリクロロエチレン	mg/L		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001
	ベンゼン	mg/L			< 0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001
22	クロロ酢酸	mg/L		< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002		< 0.002
23		mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001
	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004							
	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002					
	臭素酸	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001
	総トリハロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.03							
	ブロモジクロロメタン ブロモホルム	mg/L	<0.001		<0.001					
	ホルムアルデヒド	mg/L mg/L	< 0.009							
	亜鉛及びその化合物	mg/L	< 0.005		< 0.005		< 0.005			
	アルミニウム及びその化合物	mg/L		<0.012	<0.003	<0.01	<0.003	<0.01		<0.01
	鉄及びその化合物	mg/L		<0.03	<0.03					
	銅及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.03	<0.01		<0.03
36		mg/L	8.4	9.0	9.1	20	10	10	12	9.1
	マンガン及びその化合物	mg/L		•	0.1		< 0.005	<0.005	< 0.005	0.1
	塩化物イオン	mg/L	2.2	3.7	2.1	2.3	2.6	4.1		
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	58	58.4	61.9		62	66.4	69.1	55.3
	蒸発残留物	mg/L		120	120				137	130
	陰イオン界面活性剤	mg/L								
	ジェオスミン		0.00002							
	2-メチルイソホルネオール		0.00002							
44	非イオン界面活性剤	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	フェノール類	mg/L								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	0.7	0.8		0.8			
	pH値		$7.7 \sim 8.5$	7.7~8.4		7.0 ~8.3			$7.2 \sim 8.4$	
48			異常なし	異常なし	異常なし			異常なし	異常なし	異常なし
	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	度	<1	0.5	0.7	<1	<1	<1	<1	0.7
51	濁度	度	0.1 (新松木)	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	0.4	0.2

※ 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。

資料 2 (3/4)

各配水池における過去(平成12~20年度)の浄水水質検査結果の最大値

項目	検査項目	単位	9	10	11	12	13	14	15	16
番号	快且填日	中世	上合	大子山	川柳	茱萸沢第1	茱萸沢第3	永塚	馬見塚	夏刈
1	一般細菌	個/mL	14	13	29	2	- 11	6	2	27
2	大腸菌	. ,	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	< 0.001	<0.001	< 0.001	<0.001		< 0.001
	水銀及びその化合物								< 0.00005	
	セレン及びその化合物	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	鉛及びその化合物	mg/L	< 0.005		< 0.005					< 0.005
$\frac{3}{7}$	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001		< 0.001
	六価クロム化合物	mg/L	< 0.005							< 0.005
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		< 0.005						< 0.005
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.7	0.6	1.0	0.8	0.7	0.5	0.5
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.24	0.18	0.22	0.25	0.2	0.23	0.2
	ホウ素 及びその化合物	mg/L	0.03	0.09	0.08	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04
	四塩化炭素		< 0.0002							
	1、4 ジオキサン	mg/L	< 0.005							< 0.005
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002							< 0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004							< 0.004
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002			< 0.002				< 0.002
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	<0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.002	< 0.001	< 0.001
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.003	< 0.001		< 0.001
	ベンゼン	mg/L			< 0.001	< 0.001				< 0.001
	クロロ酢酸	mg/L	< 0.002		< 0.002					< 0.002
	クロロホルム	mg/L	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.006			< 0.001
	ジクロロ酢酸	mg/L		< 0.004						< 0.004
	ジブロモクロロメタン	mg/L	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.01	< 0.002		< 0.002
	臭素酸	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.002	< 0.001	< 0.001		< 0.001
	総トリハロメタン	mg/L	<0.01	< 0.01	< 0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01		< 0.01
	トリクロロ酢酸	mg/L	< 0.03		< 0.03					< 0.03
	ブロモジクロロメタン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.003			< 0.001
	ブロモホルム	mg/L	<0.009		<0.009	< 0.009	<0.009	<0.009	< 0.009	< 0.009
	ホルムアルデヒド	mg/L	< 0.008		<0.008		<0.008	<0.008		< 0.008
	亜鉛及びその化合物	mg/L	< 0.005		< 0.005		<0.1	< 0.005		0.04
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	< 0.01	<0.01	0.01	< 0.01	< 0.02	< 0.01		< 0.01
	鉄及びその化合物	mg/L	< 0.03		< 0.03					< 0.03
	銅及びその化合物	mg/L	< 0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10	12	12	11	13	10	11	11
37	マンガン及びその化合物	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.012	< 0.005
	塩化物イオン	mg/L	3.2	4.4	3.6	4.7	4.5	3.2	3.8	2.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	64.2	95.4	72	ka	75	82	75.5	80
40	蒸発残留物	mg/L	131	168	140	142	160	142	160	140
	陰イオン界面活性剤	mg/L	< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	:0.00002	0.00002
43	2-メチルイソホルネオール	mg/L	0.00002	(0.00002	(0.00002	(0.00002	< 0.00002	0.00002	:0.00002	0.00002
44	非イオン界面活性剤	mg/L	< 0.005							< 0.005
	フェノール類	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	0.8	2.7	0.8	0.8	0.7	0.9	0.8
	pH值		7.6~8.4		7.8~8.5	7.5~8.3	$7.7 \sim 8.5$	$7.7 \sim 8.5$		7.7 ~8.4
48			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	<1	0.6	2	2	0.6	0.5	2	<1
51	濁度	度	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.8	0.1

※ 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。

資料 2 (4/4) 各配水池における過去(平成 12~20年度)の浄水水質検査結果の最大値

項目	検査項目	単位	17	18	19	20	21	22	23	24
番号	次且次口	中世	印野高区	小木原第1	印野御胎内	印野本村	杉名沢	沼田	富士岡第2	神山
1	一般細菌	個/mL	2	1	2	10	52	2	2	26
2	大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001
4	水銀及びその化合物	mg/L	< 0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	< 0.00005	<0.00005	<0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001		< 0.001	< 0.001	0.001	0.002
8	六価クロム化合物	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	< 0.005	<0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.8	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.12	0.13	0.12	0.2	0.16	0.14	<0.08
	ホウ素 及びその化合物	mg/L	< 0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	0.04	0.02	0.03	0.03
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002				<0.0002			
14	1、4 ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005						< 0.005
15	1,1- ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
22	クロロ酢酸	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	クロロホルム	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	<0.001
	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004
	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.002	< 0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	< 0.002
	臭素酸	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	総トリハロメタン	mg/L	<0.01	< 0.01	< 0.01	<0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	<0.01
	トリクロロ酢酸	mg/L	< 0.03	<0.03	< 0.03			< 0.03		< 0.03
	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	ブロモホルム	mg/L	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.007	0.008	0.028	0.026	0.007	0.01	<0.005	0.005
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01		0.04	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.05	<0.03		<0.03
	銅及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
<u>36</u> 37	ナトリウム及びその化合物マンガン及びその化合物	mg/L	0.009	<0.005	6.8 <0.005	<0.005	< 0.005	<0.005	<0.005	< 0.005
		mg/L	1.5				<0.005 12.0			
	塩化物イオンカルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		1.3	1.8	2.1	1-0	4.9	6.1	13.8
	スルンワム、マクネンワム等(使度) 蒸発残留物	mg/L	100	36 96	49 100	50 100	70 140	59 120	58 150	82 180
		mg/L				< 0.02				
	<u>陰イオン界面活性剤</u> ジェオスミン	mg/L	<0.02 :0.00002							
	ン エス <i>へこン</i> 2- メチルイソボルネオール		0.00002							
	非イオン界面活性剤					<0.005		<0.005		
	<u> </u>	mg/L	<0.005							
	クエノール短 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.005		<0.005 0.9	0.8		<0.005 0.8	<0.005 0.9	<0.005 0.8
	有機物(宝有機灰系(TOC)の里) pH値	mg/L	0.8 $7.7 \sim 8.4$	7.7~.8.5	***************************************		1.0 $7.4 \sim 8.4$			$7.5 \sim 8.1$
4/	hr 11度		1.1 ~0.4	1.1 ~0.0	1.5 ~0.4	1.5 ~0.4	1.4 ~0.4	1.5 ~0.1	1.5 ~0.4	7.0 ~0.1

恠 害物質等使用工場・事業場の影響検討資料

水源井戸の上流部1km以内に立地するこれら工場・事業場で使用する有害物質等に関する水源井戸水の測定・監視について検討を行った。 PRTR法に基づく平成14年度の特定化学物質の環境への排出量、及び水質汚濁防止法に基づく平成20年度の有害物質等の使用工場・事業場の情報から、

- (1) 対象となる水源と水質項目は、越戸橋水源と北上合水源のフッ素と、越戸橋水源の亜鉛と鉄、杉名沢第2水源の鉛と銅となる。
- (2) 鉛、フッ素、亜鉛、鉄及び銅については、水質基準項目であるため、法定水質検査で対応する。

従って、法定水質基準項目以外の独自の水質検査項目は設定しないこととする。

									Ж	í,	<u>B</u>	邂	汽	魟	ᅷ										Ħ	řΖ	Т	R	Р	对象法
×	W	V	U	${ m T}$	S	R	Q	Р	0	Z	Μ	L	X	J	Ι	Η	G	'n	Ε	D	С	В	Α	Θ	5	4	ω	(S)	\odot	事業 所名
黄瀬)	黄瀬JI	鮎沢リ	黄瀬J	黄瀬月	黄瀬	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬川	鮎沢リ	鮎沢川	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬川	鮎沢川	黄瀬川	鮎沢川	黄瀬川	黄瀬川	黄瀬J	鮎沢)						水系
	Ξ		Ξ		Ξ	Ξ		Ξ	Ξ	\equiv	Ξ	=			Ξ	=	=	=	=	Ξ	Ξ		=	=						カドミウ
																	0		\triangleright			\triangleright	0							水銀
																	0									0	0			イケ
						0	⊳			0							0					\triangleright				0	0	0		鈴
																0			\triangleright			\triangleright				0	0	0		オ メ
																	0		0		0	\triangleright				0	0			100円のカロロウンツン
															_		0		\triangleright			\triangleright	_			0	0			· マ **フ
												0							\triangleright				\cup	7		\circ	\bigcirc	\bigcirc		かまま
H					_			\cap							\triangleright		\cap				_			\triangleright	_			\subseteq		が発見した。
																	0									\cap	\cap			題 ジル,2 炭 ジクロ ロエチ レン
			_														_	_				_								2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			\cup	_	_			\cup			\cup						\cup	\cup				\triangleright				_	_			トクエン
				\bigcirc	\bigcirc		<u></u>							\triangleright												\circ	\circ			トロト
							過去使用		0	\triangleright				\triangleright						0						0	0			プロロストロロンスノン
								0									0									0	0			は 次 ソソ
	0	0				0											0				0	0	0		0	0	0	0		亜鉛
		0	\triangleright			0				0			0						\triangleright	0	0	0		\triangleright						衆
						0	0						_				0			0					0	0	0	0		置いた
H									_		_		\circ						\triangle					\triangle	0	0	0	\circ		ング
																			\triangleright					\triangleright					\cup	アントアントル類とサイケ
										\triangleright			\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc			\cap										ンニッキケル
								\cap									\circ)										ッ 1,2 ジ ル クロロ エタソ
																	\cup													· ロップ・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン
																										0				1, 2- リク ロエ ン
														\triangleright												0	0			1, 1, 1- トリク ロロエ タン
0																										0				チウウムチオベン
H																										0	0			
		大					太太					越戸																		王 の 膨下内
		大子山第1第2					杉名沢第1第2					越戸橋、北上合																		工場・事業所から下流部 I KntX 内の水源名
		1第2					1第2					上上合																		戦所か I Knt以 原名

×

〇・当然心子的具を恢興など

農薬調査検討資料(殺菌剤)

	単位
ı	• •
	kg

														単位	単位: kg
兴 治	容量	含有成分	(本 ・ 後) 単	使用期	合 計 7 成分量 (kg)) " -)\ '	ナ フサライ イ … ト"、ン解解		チオファ ネートメチ メクラキシ ヒ゜ロキロ アン゜キシ ル ル ン ン ストロヒ゜ ル	シ ヒ [°] ロキ	קא" א ארטר ארטר	מפטטטי	チウラム	チウラム ヘ・ノミル	イソプ・ロチオラン
			17, 777			336	119	6 1	109 4	43 3	34 4	46 57	, 0	9	<u> </u>
ネビジン粉剤	3kg	フルスルファミド0.3%	5, 338	Ħ6											
オリゼメート 1 和粒	1kg	<u>ን° ¤ላ* ታን* – №24%</u>	1, 205	7上-中	289	289									
カスラブサイド粉3DL	3kg	3㎏ カスガマイシン・アサライド混合剤	376	6下-8上	113		113								
アミスタープリンス粒剤	1kg	アゾキシストロビン・プロベナゾールの混合剤	464	4下-5上	93	46					4	46			
トップジンM水和剤	500g	500g	291		102			1	102						
タチガレエース粉剤	1kg	Ikg ヒドロキシイソキサゾール・メタラキシルの混合剤	432	4下-5上	43					43					
コラトップ1キロ粒剤12	1kg	t° ロキロン10%	335	715	34					ယ	34				
ダコニール1000	250сс	250cc ΤΡΝ /pπ/μ=/) 40%	537	除冬	13							16	0,		
トップジンM水和剤	250g	250g ++77*-1×41/70%	40		7				7						
ブラシン粉剤DL	3kg	3kg 7+541° 1.5%	14	7月	1	Ļ									
ダコレート水和剤	100g 🔨	ベノミル・TPN クロロクロニル) 混合剤	326	4下-5上	7							3		3.3	$\overline{}$
ダコレート水和剤	500g	ベノミル・TPN クロロクロニル) 混合剤	36	4下-5上	4							2		1.8	—
ラブサイドベフラン粉剤DL	3kg	3㎏ イミノクタジン酢酸塩・フサライドの混合剤	20	8±	12		6	6							
モンセレン粉剤DL	3kg	ペンシクロン1.5%	2		0										
スミレックス水和剤	100g	プロシミドン50%	4		0										
ストロビーフロアブル	500cc	クレソキシムメチル40%	13		0										
ダコニール1000	500сс	500cc TPN // pr // 12/h) 40%	180		36							36	-07		
ベンレートT水和剤	500g	500g チウラム・ベノミルの混合剤	22		ω										
ローブドー水和剤	500g	イプロジオン・有機銅の混合物	60		S										
ベンフート水和剤	100g	100g <u>^* /≥</u> 150%	75		4									4	1
フジワン粒剤	3 kg	3 kg {/}7	4												
オーソサイド80	250g	キャプタン80%	2												
トップジンMペースト	200g	200g	1		0										1
ゼットボルドー粉剤DL	3 kg	塩基性硫酸銅9%	1, 998												—

農薬調査検討資料 殺虫剤)

	単位
	• •
	云

不	ブン	スフ	7 7	く	ザイ	マン	く	オル	デナ	DL	カル	ダイ	K	オル	K	K	ダイ		
ネキリトンK	ランネート45	スプラサイド乳剤	トレボン乳剤	マラソン乳剤	ディプテレックス乳剤	マラソン乳剤	マラソン粉剤 3	オルトラン水和剤	デナポン粒剤	DDVP乳剤50	カルホス乳剤	ダイアジノン乳剤	スミチオン乳剤50	オルトラン粒剤	チオン乳剤 5	スミチオン粉剤 3 D L	ダイアジノン粒剤 5		
	DF	剤			ス乳剤			剤		0		剤]50]50] 3 D L	/剂5		治
2kg	100g	500cc	500cc	500cc	500cc	100cc	3kg	500g	Ikg	500cc	500cc	500cc	100cc	1kg	500cc	3kg	3kg		谷里
2kg {ソキサチオン0.5%	100g メソミル45%	500cc DMP(メチザ チオン) 40%	500cc エトフェンフ゜ロックス20%	500cc 777750%	500cc DEP(トリクロルホン) 50%	100cc マラソン50%	3kg マラソン3%	500g 747x-\50%	1kg NAQ カルバ リル) 5%	500cc ロM(ジ クロルボス) 50%	500cc イソキサチオン50%	500cc ダイアジノン40%	100cc MEP(フェニトロチオン) 50%	1kg 747x-15%	500cc NEP(フェニトロチオン) 50%	3kg MEP(フェニトロチオン) 3%	3kg ゲ イアジ ノン5%		吟
																			有 成 分
190	0	35	72	72	78	201	162	128	406	71	487	459	348	797	400	100	118	21, 537	合 (本·袋)
										除冬			除冬	除冬	除冬		除冬		使用
3	0	7	18	18	20	10	15	0	20	18	122	92	17	40	100	9	47		合 計 71 成分量 7 (kg)
													17		100			117	フェニトロ ダ イアジ チオン ノン
												92					47	139	73° 7471-
				18		14	15	32						40				72 4	1 - ソリン
			8			-		19										47 27	エトフェン プ ロック ス
2.7			8								122							7 125	エトフェン イソキサチ シ゜クロル カルバ リ トリクロル メチタ゜チ プ ロック オン ボ ス ル ホン オン ス
										29								29	シ [*] クロル ボ [*] ス
									21									21	ין יישועל
					20													20	・リクロル *>
		6																6	チタ" チ オン

※ 網掛け部分の農薬成分について水質検査を実施する。

農薬調査検討資料(除草剤)

																単位: kg	kg
薬 剤 名	容量	合有成分	合 計(本・袋)	使用時期	合 計 成分量 (kg)	ク。 サート	9° 140	パンタ ソ ^ル ソ	7° 04 7° 41°	NBC #= 。v ロ4 。ィ	プ° レチラ クロール	, באל מאל	لالطلاه	164 txLX	ת , קצב	፲スプ ロ カルプ	アシュラム
			20, 542			292	415	53	154	171	148	157	0	0	29	115	49
ラウンドアップハイロード	5. 5L	5.5L / りょサートアンモニウム塩41%	8	除冬	18	18											
クリンチャーバス ME	500сс	500cc シメトリン4.5%・メフェナセット4.5%・ペンチオカープ15%・MPB2.4%の混合物	528	5上-下	53			53									
ザ・ワン1キロ粒剤	lkg	Ikg イマゲ スルフロン0.9%・ダイムロン15%・ペントキンザン3.9%)混合剤	1,744	5上-下	262		262										
ショキニーフロアブル	500сс	500cc プロモプチト゚18%・ペントキサゾン4%の混合剤	1, 708	5上-下	154				154								
カソロン粒剤6, 7	3kg	3kg * * * * 10^* = 10 (DEN 6. 7%	853	除冬	171					171							
スパークスター粒剤	lkg		2, 297	5上-下	154						34					115	
ジョイスター1キロ粒	lkg	Rg カフェンストロール0.7%・シハロホップブチル0.4%・ダイムロン1.5%・ペンスルフロンメチルル IT%・の組合剤	1,664	5上-下	39		25										
ラウンドアップハイロード	500ml	500m / りょサートアンモニウム4年41%	271	除冬	56	56											
ラウンドアップハイロード	21	2L が リオサートアンモニウム!揺.41%	56	際冬	46	46											
MCPP液剤	5L	\mathbf{MPP} ትሀን $\lambda(\chi 37^\circ \Pi \eta 7^\circ)$ 50%	54	除冬	135							130					
サラブレッドRXFL	500ml	500㎡ イマゲ スルフロン1.7%・オキサジ クロメホン1.2%・クロメクロコップ 6.6%・ゲ イムロン9.5%の混合物	2, 104	5上-下	100		001										
ソルネット粒剤	lkg	Ikg 7° ν47/11-1/4%	2, 839	5上-下	114						114						
ラウンドアップML	500ml	500nd)* "J##-\	411		84	84. 26											
アージラン液剤	500cc	500℃ アージ・ラン(アシュラム) 37%	267	除冬	49												49
ザ・ワンフロアブル	500ml	イマジスルフロン1.7%・ダイムロン28%・ペントキシザン7.3%の混合剤	203	5上-下	28		28										
MCPP液剤	500сс	500cc MPPカリウム(メコプロップ) 50%	107		27							27					
シマジン水和剤	100g	100g CAI(シマシ゛ン) 50%	575	除冬	29										29		
ラウンドアップハイロード	IL	IL ク゚ リホサートアンモニウム4塩41%	215	除冬	88	88											

- 02 -

※ 網掛け部分の農薬成分について水質検査を実施する。

お問い合わせ先

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

御殿場市役所 水道工務課

電話 0550-82-4627

FAX 0550-83-4646

E-nail konu@city.gotenba.shizuoka.jp

水道ホームページ

http://city.gotenba.shizuoka.jp/suido/